

令和5年第4回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和5年4月7日(金) 午後1時30分から午前2時30分まで

2. 開催場所 城陽市役所2階 第1会議室

3. 出席委員 (17人)

会 長 19番 谷 則男

委 員

2番 服部 茂

4番 奥村 郁雄

6番 村田 清美

7番 田村 勝美

8番 阪部 幸弘

9番 西村 修

10番 森澤 明

11番 上田 國和

12番 園田 正夫

13番 中村 安秀

14番 奥 哲郎

16番 森島 孝司

17番 新井 源吾

18番 木村 正樹

20番 堀井 吉夫

21番 菊岡 祐一

4. 欠席委員 (3人)

1番 北澤 良祐

5番 稲田 正文

15番 新井 泉次

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第 6号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第 7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る意見について

日 程 第 5 議案 第 8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日 程 第 6 報告 第 7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 7 報告 第 8号 農地法第4条第1項の規定による届出について(専決)

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児
事務局 岡 正樹
事務局 村井 萌晟
事務局 永田 武司

6. 会議の概要

事務局 | 開会に先立ちまして事務局から報告いたします。
(議席番号1番 北澤委員、5番 稲田委員、15番 新井 泉次委員から欠席届が提出されています。)
本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中13名、推進委員6名中4名の出席です。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。
それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いたします。

会 長 | (挨拶)

会 長 | 先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。
只今より、令和5年第4回農業委員会定例総会を開会いたします。
なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いいたします。

会 長 | 日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。

会 長 | 日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。
ご異議ございませんか。
(異議なし)

異議なしとのことなので、9番 西村委員、10番 森澤委員よろしくお願いいたします。
なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願いたします。

会 長 | 日程第3、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号2番を事務局から説明いたします。

事務局 | 受付番号2番について説明します。なお、今月の案件から下限面積要件が廃止され、営農計画書並びに、誓約書の提出を受けています。
内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市中 ●● ●●です。
権利の種類は3条の有償移転です。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。父親とともに、農地は適正に管理されているので問題ないと思われ
ます。よろしくご審議ください。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号2番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件を満たしており、
第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

会 長 受付番号3番と4番を事務局から説明いたします。

事務局 受付番号3番と4番については、同一譲受人のためとりまとめて説明します。
受付番号3番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
権利の種類は3条の有償移転です。

受付番号4番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
権利の種類は3条の有償移転です。
譲受人はいずれも城陽市中 ●● ●●です。
木津川市、井手町の農業委員会に耕作状況を確認し適正に管理されていることを確認
しています。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。譲受人は以前にも農地を取得されており、農地は適正に維持管理さ
れているので問題ないと思われまます。よろしくご審議ください。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号3番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

受付番号4番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

会 長 日程第4、議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを上程し、受付番号1番と2番について事務局から説明いたします。

当該案件は申請人が●●委員となっている案件です。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案終了後に再度入室となります。

●●委員の退席をお願いします

(関係委員退席)

それでは、退席が終わりましたので事務局説明をお願いします。

事務局 受付番号1番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市枇杷庄 地目は田 面積166平方メートル 他1筆 計336平方メートル

申請者は 城陽市枇杷庄 ●● ●●

農業用倉庫として使用するためです。

場所は市街化調整区域、農業振興地域で農用地ではありません。

現況は畑です。北側は田、西側は道路、東側は駐車場です。

雨水排水は転用地内に設置する側溝と排水管から北側の既設排水路へ排水します。

汚水・生活雑排水はありません。

南部土地改良区からは、

・雨水排水については、転用地内に排水路を設置し転用地北東の角にある既設排水管を通じて排水路に放流すること。

・排水計画を含む全体計画図を提出し、計画図面のとおり施工すること。

・今回の転用に関する内容を十分説明されたのち、隣接耕作者の同意書を添付すること。

管理課からは、

- ・申請地北側に存する里道を取り込まないように注意してください。
- ・里道に関する工事を行う場合は里道等管理条例による協議を行ってください。
- ・申請地●●道路は府道●●●●線となりますので、京都府山城北土木事務所と協議願います。
- ・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。
- ・土地利用による土砂及び雨水の流出がないよう対応してください。

環境課からは、

- ・現場作業が発生する場合は出来る限り騒音・振動が発生しないよう対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

都市政策課からは、

- ・隣接する露天駐車場との一体利用がなされることの支障の有無を含め、京都府山城北土木事務所において必要な手続きを行ってください。また市都市計画課においても事前協議が必要になります。

農政課からは、

- ・周辺農地に影響が出ないように願います。

との意見がでております。

資料1に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。事務局説明どおりで、第3種農地と考えられ隣接農地に支障がないので問題ないと思われまます。よろしくご審議ください。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号2番について事務局から説明願います。

事務局 受付番号2番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市枇杷庄 地目は田 面積118平方メートル 他1筆 計294平方メートル

申請者は 城陽市枇杷庄 ●● ●●

建築中の共同住宅の露天駐車場として使用するためです。

場所は市街化調整区域、農業振興地域で農用地ではありません。

先ほどの、受付番号1番の農業用倉庫申請地の南側に隣接します。

現況は畑です。北側は田、西側は道路、東側は駐車場です。

雨水排水は転用地内部設置する側溝排水管から北側の既設排水路へ排水します。

汚水・生活雑排水はありません。

南部土地改良区からは、

- ・雨水排水については、転用地内に排水路を設置し転用地北東の角にある既設排水管を通じて排水路に放流すること。
- ・排水計画を含む全体計画図を提出し、計画図面のとおり施工すること。
- ・今回の転用に関する内容を十分説明されたのち、隣接耕作者の同意書を添付すること。

管理課からは、

- ・申請地●●道路は府道●●●●線となりますので、京都府山城北土木事務所と協議願います。
- ・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。
- ・土地利用による土砂及び雨水の流出がないよう対応してください。

環境課からは、

- ・現場作業が発生する場合は出来る限り騒音・振動が発生しないよう対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

都市政策課からは、

- ・隣接する農業用倉庫の敷地との一体利用がなされることの支障の有無を含め、京都府山城北土木事務所において必要な手続きを行ってください。また市都市計画課においても事前協議が必要になります。

農政課からは、

- ・周辺農地に影響が出ないように願います。

との意見がでております。

資料2に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。1番と同じく事務局説明どおりで、第3種農地と考えられ隣接農地に支障がないので問題ないと思われま。よろしくご審議ください。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号2番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。
案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。
(委員入室)

会 長 日程第5、議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、
利用権設定についてを上程し、受付番号21番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号21番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は久御山町栄 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借り手の●●さんは、資料3のとおり久御山町の認定農業者で、適格性について問題
ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号21番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし
ているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号22番について事務局から説明いたします。

- 事務局 受付番号 22 番について説明します。
本案件は令和 4 年 6 月 1 日～令和 5 年 5 月 31 日までの期間で設定された再設定です。
賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市寺田 ● ●●です。
- 会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
- 担当委員 報告いたします。再設定であり、ご夫婦で農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号 22 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号 23 番について事務局から説明いたします。
- 事務局 受付番号 23 番について説明します。
本案件は令和 4 年 6 月 1 日～令和 5 年 5 月 31 日までの期間で設定された再設定です。
賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は久御山町市田 ●●● ●●●です。
- 会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
- 事務局 借り手の●●●さんについては、昨年 5 月に新規就農され寺田北川顔で利用権設定されており、今回引き続き再設定されます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

受付番号 26 番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号 27 番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号 28 番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号 29 番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号 30 番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号 31 番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号 32 番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号 33 番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号 34 番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号 35 番について説明します。
本案件は新規設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手はいずれも八幡市野尻 ●●●●●●●● ●●●●●● ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借り手の●●●●●●●●は資料4のとおり八幡市の認定農業者であり、適格性について問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

●●委員 ●●●●●●●●が借入する農地の以前の借り手は、誰か教えて頂けますか。

事務局 以前の借り手は、●● ●●●●さんで、病気により合意解約された農地です。

会 長 他に質疑はありますか。質疑がないので、採決に入ります。

受付番号25番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号26番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号27番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号28番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号 29 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号 30 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号 31 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号 32 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号 33 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号 34 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号 35 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号 36 番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号 36 番について説明します。

本案件は新規設定です。賃貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は京都市山科区 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借り手の●●さんは、資料 5 のとおり貸し手の●●さんから 1 年間の指導を受けたことの証明を提出されており、あわせて営農計画書、就農理由書が提出されています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号 36 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号 37 と番 38 番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号 37 番と 38 番については同一借受人のため、取りまとめて説明します。

受付番号 37 番について説明します。

本案件は新規設定です。賃貸借です。

内容は議案書のとおりです。

受付番号 38 番について説明します。

本案件は新規設定です。賃貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手はいずれも城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。父親が病気になり農業が出来なくなりましたが、農業後継者として農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号 37 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号 38 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号 39 番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号 39 番について説明します。
本案件は新規設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。父親が病気のため、父親に代わり自分が管理出来る農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号39番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第6、報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号8番から18番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号8番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市寺田 ●● ●です。

受付番号9番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市平川 ●● ●●●

城陽市寺田 ●● ●●です。

受付番号10番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、木津川市相楽 ●● ●●です。

受付番号11番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、福岡市東区 ●● ●●です。

受付番号12番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市市辺 ●● ●●です。

受付番号13番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市市辺 ●● ●●です。

受付番号14番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市市辺 ●● ●●です。

受付番号15番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市市辺 ●● ●●です。

受付番号16番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市市辺 ●● ●●です。

受付番号17番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市市辺 ●● ●●です。

受付番号18番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市上津屋 ●● ●●です。

会 長 只今、事務局から説明をしました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、

日程第6を終了します。

会 長 日程第7、報告第8号 農地法第4条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号3番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号3番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市平川 地目は畑 面積595平方メートル他1筆 合計978平方メートル 届出人は 城陽市平川 ●● ●●●、城陽市寺田 ●● ●●です。

場所は市街化区域です。

露天駐車場として使用するためです。

すでに駐車場として利用しているため顛末書が提出されています。

環境課からは、

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは、

- ・申請地東側に存する里道を取り込まないように注意してください。
- ・里道に関する工事を行う場合は、里道等管理条例による協議をしてください。
- ・土地形状の変更をする場合は、隣接土地の排水を考慮してください。
- ・土地利用による土砂及び雨水の流出に注意してください。

との意見が付されています。

資料 6 に位置図等を添付しております。

- 会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。
- 担当委員 報告いたします。隣接地には農地はないので問題ないと考えます。
- 会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
- 委員 現場は農地として利用されていたが、顛末書が必要なのですか。顛末書について事務局から詳細な説明をして頂きたい。
- 事務局 昭和 5 5 年頃に隣接地の●●番●の転用許可の際に●●番●の一部を利用した事に対する顛末書となります。
(顛末書の全文を読み上げる)
- 会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)
- ご意見・ご質問がないようですので、日程第 7 を終了します。
- 会 長 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第 4 回定例総会を終了致します。
- 続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願ひします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員